

平成17年4月5日

保護者 様

横浜市立今宿中学校
校長 藤原 正章

保存版

警報発令時の安全確保について

日頃より本校の教育に対し、温かいご理解とご協力をいただきまして、大変有り難うございます。

さて、毎年お知らせを配布しておりますが、風水害等の『警報』発令時における児童生徒の安全確保について、次の通りお知らせいたします。ご家庭では、下記の事項をご理解の上、生徒の安全確保のため、よろしくご指導くださいますようお願いいたします。

<通知文抜粋>

- 1) 横浜市内（神奈川県全域又は神奈川県東部）に「暴風警報」、「大雪警報」、「暴風雪警報」が午前7時の段階で発令継続中の場合は、児童生徒の安全確保のため、当日は「臨時に休業」の措置を講ずる。
◎追加：平成11年4月5日付 教育長
なお、遠足、修学旅行、体験学習なども延期・中止となるが、特別な場合は、校長が適切な措置を講ずる。
(注)：特別な場合とは、目的地に暴風警報、大雪警報、暴風雪警報が発令されておらず、出発を遅らせる措置等をとれば安全な場合などを指している。
- 2) 「暴風警報」を伴わない「大雨警報」、「洪水警報」、「大雪注意報」については、各学校や地域の状況に応じて、校長が適切な措置を講ずる。
- 3) 登校後「暴風警報」、「大雪警報」、「暴風雪警報」が発令された場合、速やかに「終業時間繰り上げ」措置を講ずる。ただし、「大雨警報」、「洪水警報」、「大雪注意報」については、各学校や地域の状況に応じて、校長が適切な措置を講ずる。

<今宿中学校としての措置>

- 1) に関しては、各家庭でテレビ・ラジオ等での情報を把握し、通知文に沿って指導して下さい。なお、特別な場合を除いては学級連絡網は流しませんので、ご注意下さい。特別な事態が発生した場合や予想された場合は、生徒への直接指導や連絡網を使って対応します。
なお、(注)にあるように遠足などが延期・中止になった場合は、取消料などの費用負担が生じます。集金したお金よりの支出となりますのでご理解ください。
- 2) に関しては、地域や生徒の通学路等の状況によって異なりますが、前日下校時までに判断できる場合は、「休業」や「始業時間繰り下げ」を指示します。
下校以降翌日の登校時までの間に上記地域に「大雨警報」、「洪水警報」、「大雪注意報」が出た場合には、各家庭で登校させるさせない、又は遅れて登校させる等の判断をしてください。登校しない場合の出席簿上の処理は「出席停止・忌引き等の日数」に記載しますので「欠席」とはなりません。
- 3) に関しては、情報を判断し、生徒たちの安全確保が出来るよう対策を講じます。